

第6章 補装具・日常生活用具

I 補装具

身体障害者（児）の失われた身体機能を補完又は代替するために、補装具の交付、貸与又は修理を行います。（購入、借受け又は修理を行う前に申請が必要です。）

1 補装具の種類（主なもの）

○視覚障害者用

視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡

○聴覚障害者用

補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）

○肢体不自由者用

義肢、装具、車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）、起立保持具（児童のみ）、排便補助具（児童のみ）、重度障害者用意思伝達装置

2 負担額

原則として購入又は修理費の一割負担です。ただし、利用者の属する世帯の課税状況等に応じて、ひと月当たりの自己負担額に上限が設定されます。

補装具の自己負担上限月額

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	自己負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般	市民税課税世帯のうち最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円未満	37,200 円
一定所得以上 （※障害者本人が 18 歳未満の場合は除く）	市民税課税世帯のうち最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円以上	全額自己負担

※障害者本人が 18 歳以上の場合の「世帯」は、「本人とその配偶者」のみです。

3 申請に必要なもの

○身体障害者手帳

○医師の意見書（種類によっては不要）

○個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

○身元確認書類（写真付きのものは 1 点、写真なしのものは 2 点）

※種類によっては、山口県身体障害者更生相談所の行う巡回相談に出席していただく必要があります。

4 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

Ⅱ 日常生活用具

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の方に対し、日常生活を容易にするため、別表（P. 37～P. 42）の日常生活用具の給付を行います。（購入前に申請が必要です。）

1 日常生活用具の種類

別表を確認ください。

2 負担額

原則として購入費の一割負担です。ただし、利用者の属する世帯の課税状況等に応じて、ひと月当たりの自己負担額に上限が設定されます。

なお、ストマ用装具、紙おむつ等は、利用者の属する世帯の前年の所得税額等に応じて自己負担額が決定されます。

日常生活用具の自己負担上限月額（ストマ用装具・紙おむつ等を除く）

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	自己負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般	市民税課税世帯のうち最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円未満	37,200 円
一定所得以上 (※障害者本人が 18 歳未満の場合は除く)	市民税課税世帯のうち最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円以上	全額自己負担

※障害者本人が 18 歳以上の場合の「世帯」は、「本人とその配偶者」のみです。

3 申請に必要なもの

○身体障害者手帳

※用具の種類によって別途書類等が必要となる場合があります。

4 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

Ⅲ 難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象にならない、軽度・中等度の難聴児に対して、言語能力の健全な発達を図るため、補聴器購入や修理などに要する経費の一部を助成します。（購入又は修理前に申請が必要です。）

1 対象児 次の要件全てに該当する 18 歳未満の難聴児

（1）市内に在住

（2）両耳の聴力レベルが原則として、30 デシベル以上 70 デシベル未満

2 助成額 補聴器購入費などの額と市の基準額を比較して少ない方の額の 3 分の 2

3 申請に必要なもの

○医師の意見書（指定の医療機関で作成されたもの）

4 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

別表 日常生活用具

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
介護・訓練 支 援 用 具	特 殊 寝 台	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	８年
	特 殊 マ ッ ト	下肢若しくは体幹機能障害１級（児童の場合は２級を含む）の身体障害者（児）及び重度以上の知的障害者（児）であって原則として３歳以上のもの（常時介護を要するものに限る）又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	５年
	特 殊 尿 器	下肢若しくは体幹機能障害１級の身体障害者（児）であって学齢児以上のもの（常時介護を要するものに限る）又は難病患者等であって自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	５年
	入 浴 担 架	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、原則として３歳以上のもの（入浴に介護を要するものに限る）	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	５年
	体 位 変 換 器	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの（下着交換等にあたって家族その他の者の介助を要するものに限る）又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	介助者が容易に使用し得るもの	15,000	５年
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、原則として３歳以上のもの又は難病患者等であって下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るものただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000	４年
	訓 練 い す	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児であって、原則として３歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	５年
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等であって下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	８年
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）であって原則として３歳以上のもの又は難病患者等（いずれも入浴に介助を要するものに限る）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るものただし、住宅改修を伴うものを除く	90,000	８年
	便 器	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等であって常時介護を要するもの	障害者等が容易に使用し得るもの（児童は手すり付きのもの）ただし、住宅改修を伴うものを除く	9,850	８年
	T字状・棒状 の つ え	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）であって、原則として３歳以上のもの	木製又は軽金属製のT字状・棒状のつえで歩行が容易になるもの	4,683	３年

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
自立生活 支援用具	移動・移乗 支援用具	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）であって原則として3歳以上のもの（家庭内の移動等において介助を必要とするものに限る）又は難病患者等であって下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度及び安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、住宅改修を伴うものを除く	60,000	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）又は重度以上の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒し頭部を保護する必要があるものであって、原則として学齢児以上のもの	ヘルメット型でスポンジ又は革を主材料に製作し、転倒の際に頭部を保護するもの ※レディメイドは80%の範囲内の額 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革又はプラスチックを主材料としているもの	ア 15,656	3年
				イ 37,852	3年
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児）若しくは重度以上の知的障害者（児）であって原則として学齢児以上のもの（知的障害者においては、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの）又は難病患者等であって上肢機能に障害のあるもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの又は知的障害者（児）の介助者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの ただし、住宅改修を伴うものを除く	151,200	8年
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度以上の知的障害者（児）であって火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの ※一世帯につき2台を限度	15,500	8年
	自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者（児）、重度以上の知的障害者（児）又は難病患者等であって火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者又は重度以上の知的障害者（視覚障害者又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送 信 機	視覚障害2級以上の身体障害者（児）であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上の身体障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
在宅療養等 支 援 用 具	透析液加温器	じん臓機能障害３級以上の身体障害者（児）で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析治療を行うもの（原則として３歳以上のもの）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	５年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上の身体障害者（児）若しくは同程度の身体障害者（児）であって必要と認められるもの（原則として学齢児以上のもの）又は難病患者等であって呼吸器機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	36,000	５年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上の身体障害者（児）若しくは同程度の身体障害者（児）であって必要と認められるもの（原則として学齢児以上のもの）又は難病患者等であって呼吸器機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	56,400	５年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	身体障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	５年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の身体障害者（児）であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000	５年
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の身体障害者（児）であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	18,000	５年
	音声血圧計	視覚障害２級以上の身体障害者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	15,000	５年
情報・意思疎通支援 用 具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）（原則として学齢児以上のもの）	携帯式で、ことばを音声又は文章に交換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800	５年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害２級以上の身体障害者（児）で原則として学齢児以上のもの	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで容易に使用し得るもの ア 上肢機能障害者（児） インテリキー、ジョイスティック等 イ 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000	５年
	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の身体障害者であって、職業上・教育上の理由で特に必要性が認められるもの又は視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有するもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	６年
	点 字 器	視覚障害者（児）であって、点字で文章をうち、日常生活に役立てる目的で使用するもの（原則として学齢児以上のもの）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	ア 10,712	７年
			ア 標準型（真鍮）	イ 6,798	７年
			イ 標準型（プラスチック）	ウ 7,416	５年
			ウ 携帯型（アルミニウム） エ 携帯型（プラスチック）	エ 1,699	５年
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の身体障害者（児）で本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る	視覚障害者（児）が容易に操作できるもの	63,100	５年

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	85,000	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800	6年
	視覚障害者用読書器	視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上のもの(音声読書機については、当該者の世帯が視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	ア 拡大読書器 画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの イ 音声読書器 据え置き式であり、撮影した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの ※拡大読書器との併給は不可	198,000	8年
	盲人用時計	視覚障害２級以上の身体障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする ア 触読時計 イ 音声時計	ア 10,300	10年
				イ 13,300	
	視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ＩＣタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	59,800	6年
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害２級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	テレビ地上デジタル放送に対応するものであって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	29,000	6年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚又は発声・言語に著しい障害を有する身体障害者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(原則として学齢児以上のもの)	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	71,000	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	6年

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	人 工 喉 頭	喉頭摘出による音声言語障害のもの	気管孔から呼吸によりゴム膜などを振動させ、得られた音をビニール管で口腔内に導き構音化するもの ア 笛式 イ 笛式（気管カミュレ付）	ア 5,150	4 年
			発信器を顎下部や頸部の皮膚にあて構音化するもので電動式のもの	イ 8,343	4 年
				72,203	5 年
	福 祉 電 話 （ 貸 与 ）	聴覚障害又は外出困難な身体障害者(原則として 2 級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)	聴覚障害者又は身体障害者が容易に使用し得るもの ※通話料は本人負担	—	—
	フ ァ ッ ク ス （ 貸 与 ）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上の身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの (電話(難聴者用電話を含む)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	聴覚障害者又は身体障害者が容易に使用し得るもの ※通信料は本人負担	—	—
排泄管理支援用具	視覚障害者用 ワードプロ セ ッ サ ー (共 同 利 用)	視覚障害者(児)で日常生活に役立てる目的で使用するもの(原則として学齢児以上のもの)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	—
	ストマ用装具	直腸機能及び膀胱機能障害を有するもので、人工肛門又は人工膀胱を造設しているもの	1ヶ所あたりの皮膚保護剤及び身体に密着させるものを含む月額 ア 蓄便袋 イ 蓄尿袋	ア 9,390	—
				イ 12,338	—
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な身体障害者(児)又は 3 歳以上の者で高度の排尿・排便機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な身体障害者(児)	身体障害者(児)が容易に使用し得るもので月額 紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品	12,000	—
	収 尿 器	肢体不自由(神経因性膀胱などによる高度の排尿障害者)	採尿器と蓄尿器で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもので障害者が容易に使用し得るもの ア 男性用(普通型) イ 男性用(簡易型) ウ 女性用(普通型) エ 女性用(簡易型)	ア 8,805	1 年
				イ 5,985	
				ウ 8,925	
				エ 6,195	

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
住宅改修費	居 宅 生 活 動作補助用具 (住宅改修費)	下肢又は体幹機能障害を有する者 (児)であって障害等級 3 級以上の者 (ただし特殊便器への買替えをする 場合は上肢機能障害 2 級以上の者)又 は難病患者等であって下肢又は体幹 機能に障害があるもの	障害者(児)の移動等を円滑にする 用具で、設置に小規模な住宅 改修を伴うもの	200,000	—

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。
- 2 給付された用具が修理不能により使用困難となった場合は、再交付の申請ができます。ただし、耐用年数を経過していない用具については、原則として再交付の対象外となります。
- 3 別表中、対象者の欄に難病患者等に関する記載のない種目の難病患者等への給付等は、市長が真に必要と認めた場合のみ対象となります。
- 4 呼吸器機能障害 3 級以上を有しない者への電気式たん吸引器及びネブライザー（吸入器）の給付は、提出された医師の意見書を基に、市長が真に必要と認めた場合のみ対象となります。
- 5 新規での収尿器、紙おむつ及び頭部保護帽の給付は、提出された医師の意見書を基に、市長が真に必要と認めた場合のみ対象となります。
- 6 音声言語機能障害を有さない者への携帯用会話補助装置の給付は、提出された医師の意見書を基に、市長が真に必要と認めた場合のみ対象となります。
- 7 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）の給付は、提出された医師の意見書を基に、市長が真に必要と認めた場合のみ対象となります。